

# 兵庫県公報

令和2年3月23日 月曜日 第92号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 基本測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 西播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	5
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	7
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	7
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	7
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神北県民局）	8
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	8
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（淡路県民局）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	12
<b>病院局公告</b>	
○ 落札者等の公示	12
○ 同 上	13
○ 同 上（県立ひょうごこころの医療センター）	13
○ 随意契約の相手方等の公示（県立加古川医療センター）	14
○ 同 上（県立淡路医療センター）	14
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	15

正 誤

○平成18年3月31日付け兵庫県公報第10号外中 ..... 16

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）

通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和2年3月6日県営土地改良事業（農地整備事業）新田地区換地第1工区の換地処分をした。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和2年3月6日県営土地改良事業（農地整備事業）新田地区換地第2工区の換地処分をした。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第323号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	悠前土井、虎靖、悠森土井、立力士井、杉広土井、 藤利土井、北虎直



兵庫県告示第324号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
神戸市須磨区明神町4丁目9の1、9の2、10の1、5丁目22の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため



兵庫県告示第325号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域  
伊丹市平松七丁目85番、86番、87番、88番、89番の各一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



**兵庫県告示第326号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）
- 2 作業期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域  
兵庫県全域



**兵庫県告示第327号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類  
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- (2) 作業期間  
令和元年7月1日から令和2年2月28日まで
- (3) 作業地域  
丹波市及び香美町の各一部
- 2 (1) 作業種類  
基本測量（電子基準点現地調査）
- (2) 作業期間  
令和元年7月1日から令和2年2月28日まで
- (3) 作業地域  
神戸市、西宮市、洲本市、宝塚市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市及び猪名川町の各一部



**兵庫県告示第328号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和2年3月23日から同年4月30日まで
- 3 作業地域  
佐用町西下野地内

~~~~~  
**兵庫県告示第329号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び平板測量）
- 2 作業期間  
令和2年2月4日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
香美町村岡区大糠地内

~~~~~  
**兵庫県告示第330号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和2年3月2日から同月25日まで
- 3 作業地域  
新温泉町清富地内

~~~~~  
**兵庫県告示第331号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年3月13日から同月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市蓬川町地内

~~~~~  
**兵庫県告示第332号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和元年10月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域  
揖保川水系直轄管理区間及び沿川（姫路市、宍粟市、たつの市及び太子町の各一部）

~~~~~  
**兵庫県告示第333号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
赤穂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西播都市計画道路事業  
3.4.158号 赤穂大橋線  
3.5.560号 唐船線
- 3 事業施行期間  
平成18年9月26日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第334号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.3.156号 山手幹線
- 3 事業施行期間  
平成25年8月13日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第335号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月23日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年3月23日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |    |                  |              |    |
|--------------|-----------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>物部藪崎線  | 朝来市和田山町枚田字北山3番1から<br>同市和田山町和田山字西山23番5まで | 旧  | 10.0から<br>18.0まで | 198.0        |    |
|              |                                         | 新  | 11.0から<br>45.0まで | 198.0        |    |



**兵庫県告示第336号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区域名   | 市郡名 | 区町名 | 町大字名  | 小字名 | 地番                                                                                             |
|-------|-----|-----|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 九日市上町 | 豊岡市 |     | 九日市上町 | 羽水  | 720番の一部、725番2から725番5までの各一部、725番6、725番8、729番2の一部、730番1の一部、730番2、730番3、730番7から730番10まで、730番11の一部 |



**兵庫県告示第337号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区域名   | 市郡名 | 区町名  | 町大字名 | 小字名 | 地番                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-----|------|------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飯野(2) | 美方郡 | 新温泉町 | 飯野   | 津田  | 385番の一部、386番、387番1の一部、387番2、387番3の一部、388番の一部、390番の一部、391番の一部、394番、408番から410番まで、412番、416番1から416番3まで、417番から423番まで、429番の一部、430番1の一部、430番2、431番、432番1、432番3、432番4、434番1の一部、434番2の一部、446番1の一部、385番から429番に至る地先の水路敷の一部、431番から446番1に至る地先の水路敷の一部、391番から408番に至る地先の道路敷の一部、390番から430番1に至る地先の道路敷の |

|  |  |  |  |  |    |
|--|--|--|--|--|----|
|  |  |  |  |  | 一部 |
|--|--|--|--|--|----|



**兵庫県告示第338号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市町の名称 | 都市計画の種類     | 都市計画の名称           |
|-------|-------------|-------------------|
| 西宮市   | 阪神間都市計画地区計画 | 苦楽園五番町くすのき台地区地区計画 |
| 稲美町   | 東播都市計画地区計画  | 旧加古村役場跡周辺地区地区計画   |



**兵庫県告示第339号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市町の名称 | 都市計画の種類           | 都市計画の名称             |
|-------|-------------------|---------------------|
| 尼崎市   | 阪神間都市計画土地区画整理事業   | 尾浜土地区画整理事業          |
| 同市    | 阪神間都市計画土地区画整理事業   | 穴太土地区画整理事業          |
| 同市    | 阪神間都市計画地区計画       | 築地地区地区計画            |
| 同市    | 阪神間都市計画地区計画       | 武庫之荘3丁目地区地区計画       |
| 同市    | 阪神間都市計画地区計画       | 武庫之荘4丁目地区地区計画       |
| 同市    | 阪神間都市計画地区計画       | 武庫之荘駅前西地区地区計画       |
| 同市    | 阪神間都市計画地区計画       | 武庫之荘5丁目地区地区計画       |
| 同市    | 阪神間都市計画防災街区整備地区計画 | 今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画 |
| 同市    | 阪神間都市計画防災街区整備地区計画 | 潮江地区防災街区整備地区計画      |
| 同市    | 阪神間都市計画防災街区整備地区計画 | 浜地区防災街区整備地区計画       |
| 同市    | 阪神間都市計画防災街区整備地区計画 | 戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画   |
| 同市    | 阪神間都市計画防災街区整備地区計画 | 下坂部川出地区防災街区整備地区計画   |
| 姫路市   | 中播都市計画用途地域        |                     |



**兵庫県告示第340号**

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中38の次に次のように加える。

39 指定代理納付に係る契約



**兵庫県告示第341号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和2年3月23日

阪神北県民局長 坂本 哲也

- 1 指定する土地等の所在地  
三田市学園1丁目1番地
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
  - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
土地
  - (2) 用途  
県立三田祥雲館高等学校里山
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所                | 代表者の氏名 |
|-----|--------------------|--------|
| 兵庫県 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | 井戸 敏三  |

- 4 指定する理由  
阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第342号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和2年3月23日

北播磨県民局長 濱西 喜生

- 1 重要調整池の所在地  
加西市満久町字朝川219番外9筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所            | 代表者の氏名 |
|-----|----------------|--------|
| 加西市 | 加西市北条町横尾1000番地 | 西村 和平  |



**兵庫県告示第343号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年3月23日

淡路県民局長 高見 隆

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市五色町鮎原三野畑
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称  | 住 所          |
|------|--------------|
| 川池田主 | 洲本市五色町鮎原三野畑8 |

- 3 指定する理由  
洲本市五色町鮎原三野畑地域内都志川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第344号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年3月23日

淡路県民局長 高見 隆

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市五色町広石中321番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称  | 住 所          |
|------|--------------|
| 上通田主 | 洲本市五色町広石中243 |

- 3 指定する理由  
洲本市五色町広石中地域内広石川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第345号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年3月23日

淡路県民局長 高見 隆

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市上物部692
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称  | 住 所         |
|------|-------------|
| 皿池田主 | 洲本市上物部2-3-4 |

- 3 指定する理由  
洲本市上物部地域内千草川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第346号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年3月23日

淡路県民局長 高見 隆

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市下内膳1088番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所       |
|-----|-----------|
| 里田主 | 洲本市下内膳928 |

- 3 指定する理由  
洲本市下内膳地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第347号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定す





| 名称     | 住所          |
|--------|-------------|
| 御手洗池田主 | 淡路市岩屋1210—3 |

3 指定する理由

淡路市岩屋中ノ町地域内茶間川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第354号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年3月23日

淡路県民局長 高見 隆

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市久留麻

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称    | 住所       |
|-------|----------|
| 尾崎池田主 | 淡路市久留麻15 |

3 指定する理由

淡路市久留麻地域内浦川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市満久町字サコダニ84番4

同 市満久町字中野173番1

同 市満久町字朝川219番の一部、221番から224番まで、229番、238番から242番まで、243番1、243番2、244番、246番、247番、256番から259番まで、261番、262番、263番2の一部、269番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加西市北条町横尾1000番地

加西市長 西村 和平

3 許可年月日及び許可番号

平成31年1月9日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1—21号（30加西）

**病 院 局 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年3月23日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長嶋 達也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

被ばく線量管理システム 14式

- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
兵庫県病院局経営課業務班 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年12月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社協栄メディカルサービス 川辺郡猪名川町清水字山添37
- 5 落札金額  
37,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和元年12月6日



**落札者等の公示**

制限付き一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年3月23日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 工事名称  
県立リハビリテーション中央病院空調熱源設備更新工事
- 2 工事場所  
県立リハビリテーション中央病院 神戸市西区曙町1070
- 3 工種  
管工事
- 4 落札者を決定した日  
令和2年2月10日
- 5 落札者の名称及び住所  
株式会社神報建設工業所 神戸市西区玉津町出合102
- 6 落札価格  
155,100,000円
- 7 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- 8 入札公告をした日  
令和2年1月17日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年3月23日

兵庫県病院事業契約担当者

県立ひょうごこころの医療センター院長 田中 究

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立ひょうごこころの医療センター施設の清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立ひょうごこころの医療センター 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
- 3 落札者を決定した日  
令和2年1月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社オークスコーポレーション 岡山市南区豊浜町9番24号
- 5 落札金額

99,000,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和元年12月17日



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年3月23日

兵庫県病院事業契約担当者  
県立加古川医療センター院長 原 田 俊 彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
県立加古川医療センター施設の総合施設管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年2月5日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本管財株式会社 西宮市六湛寺町9-16
- 5 随意契約に係る契約金額  
162,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年3月23日

兵庫県病院事業契約担当者  
県立淡路医療センター院長 小 山 隆 司

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
県立淡路医療センター施設の清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年1月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社サンメンテナンス 大阪市中央区和泉町1丁目1番14号
- 5 随意契約に係る契約金額  
142,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川輝久

兵庫県公安委員会規則第2号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表第3の2一般国道の部175号の項中

「

|                                           |
|-------------------------------------------|
| 神戸市西区玉津町小山字走り田237番1から丹波市氷上町横田字茶屋ノ下672番2まで |
| 神戸市西区神出町田井字寄山2150番1から同区神出町北字道ノ下44番2まで     |

」

を

「

|                                           |
|-------------------------------------------|
| 神戸市西区玉津町小山字走り田237番1から丹波市氷上町横田字茶屋ノ下672番2まで |
| 神戸市西区神出町田井字寄山2150番1から同区神出町北字道ノ下44番2まで     |
| 神戸市西区神出町宝勢字坊主谷521番10から同区神出町田井字大辻1960番まで   |
| 神戸市西区神出町北字道ノ下38番から同区小束野字廣澤53番173まで        |
| 西脇市寺内字天神516番1から同市黒田庄町大門字北谷405番7まで         |

」

に改め、同表県道の部二見港土山線の項中

「

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 明石市二見町西二見字西構1323番1から同市魚住町清水字井桶田2156番1まで |
|-----------------------------------------|

」

を

「

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 明石市二見町西二見字西構1323番1から同市魚住町清水字井桶田2156番1まで |
| 明石市二見町南二見7番3から同市二見町西二見字イヤノ上1249番1まで     |

」

に改め、同表市道（神戸市）の部生田川右岸線の項中「吾妻通6丁目434番」を「磯上通1丁目301番地先」に、「314番」を「314番地先」に改め、同表市道（明石市）の部大久保56号線の項の次に次のように加える。

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 南二見1号線 | 明石市二見町南二見6番地先から同市二見町南二見9—1番地先まで    |
| 南二見3号線 | 明石市二見町南二見9—1番地先から同市二見町南二見14—1番地先まで |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

○平成18年3月31日付け（兵庫県公報第10号外）

兵庫県規則第40号（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中

| (ページ) | (行)   | (誤)      | (正)     |
|-------|-------|----------|---------|
| 9     | 上から15 | 第41条第10項 | 第41条第1項 |